○横手市成年後見制度における市長による審判の請求手続等に関する要綱

平成２０年５月７日

告示第７２号

改正　平成２５年５月２４日告示第１５７号

（趣旨）

第１条　この告示は、判断能力が十分でない高齢者、知的障害者及び精神障害者の生活の自立援助と福祉の増進を図るため、老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第３２条、知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）第２８条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第５１条の１１の２の規定に基づき、市長が行う民法（明治２９年法律第８９号）の規定による成年後見制度に係る後見、保佐又は補助（以下「成年後見等」という。）の審判の請求（以下「審判請求」という。）の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

（審判請求の対象者）

第２条　審判請求の対象となる者は、自らの判断で審判請求を行うことが困難な高齢者、知的障害者又は精神障害者（以下「高齢者等」という。）であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（１）　親族（４親等内の血族及び３親等内の姻族をいう。以下同じ。）がいないもの

（２）　親族が審判請求を行うことを拒否しているもの

（３）　前２号に掲げるもののほか、親族による審判請求を行うことができない理由があると市長が認めたもの

（審判請求の要請）

第３条　次の各号のいずれかに該当する者は、高齢者等が成年後見等を必要とする状態にあると判断したときは、審判請求を市長に要請することができる。

（１）　社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第２条に規定する社会福祉事業に従事する職員及び同法第１５条に規定する所員

（２）　介護保険法（平成９年法律第１２３号）第８条、第８条の２、第１１５条の４５及び第１１５条の４６に規定する事業に従事する職員

（３）　医療法（昭和２３年法律第２０５号）第１条の５に規定する施設の職員

（４）　地域保健法（昭和２２年法律第１０１号）第５条第１項の規定により設置された保健所の職員

（５）　民生委員

（６）　前各号に掲げるもののほか、高齢者等の日常生活のために有益な援助をしている者

（調査の実施）

第４条　市長は、前条の要請を受けたときは、高齢者等と面談を行い、次に掲げる判定基準を総

合的に考慮し、速やかに審判請求の判定を行うものとする。

（１）　高齢者等の事理を弁識する能力

（２）　高齢者等の生活状況及び健康状況

（３）　高齢者等の親族の存否（親族がいる場合は、当該親族が審判請求を行う意思の有無）

（４）　高齢者等の福祉を図るために必要な事情

（審判請求の手続）

第５条　審判請求に係る申立書、添付書類及び予納すべき費用等は、家庭裁判所の定めるところによる。

（審判請求の費用負担）

第６条　市長は、家事事件手続法（平成２３年法律第５２号）第２８条第１項の審判費用を負担するものとする。

２　市長は、前項の規定により市が負担した費用に関し、関係人が当該費用を負担すべき事情があると認めたときは、家事事件手続法第２８条第２項の規定による命令を促す申立てを当該家庭裁判所に対し行い、当該命令がされたときは、関係人に対して当該費用を求償するものとする。

（親族への援助）

第７条　市長は、高齢者等の親族が審判請求を行おうとするときは、必要に応じて、当該高齢者等の事理弁識能力及び生活状況を含む情報を、個人情報保護の趣旨に反しない程度で提供し、当該親族が行う審判請求の援助をすることができる。

（審判請求費用等の助成）

第８条　市長は、次に掲げる費用を助成することができる。

（１）　登記手数料、鑑定費用等審判請求に要する費用（以下「審判費用」という。）

（２）　成年後見人等の報酬

２　前項の助成金額は、別表に定めるとおりとする。

（助成対象者）

第９条　前条の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、市内に住所を有し、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）　介護保険サービス、障害者福祉サービス等を利用するために成年後見制度の利用が有効と認められる扶養者のいない高齢者等

（２）　審判請求を行うことが必要と市長が認める者

（３）　助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる者

（助成の申請）

第１０条　第８条の規定による助成を受けようとする助成対象者又は当該助成対象者の成年後見人等（以下「申請者」という。）は、横手市成年後見制度利用支援申請書（様式第１号）に関

係書類を添えて市長に申請するものとする。この場合において、市長が必要と認めるときは、当該申請者の同意を得て当該助成対象者の資産の状況等について調査を行うことができる。

（助成の決定）

第１１条　市長は、前条の申請書を受けたときは、速やかにその内容を審査し、助成の可否を決定し、横手市成年後見制度利用支援決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（成年後見人等の報告義務）

第１２条　前条の助成の決定を受けた助成対象者（以下「利用者」という。）の成年後見人等は、利用者の資産状況及び生活状況に変化があった場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

（助成の変更）

第１３条　市長は、利用者の資産状況若しくは生活状況の変化又は死亡により助成の理由が消滅したと認めるとき、又はその状況が著しく変化したと認めるときは、助成の金額を増額し、又は減額することができる。この場合において、横手市成年後見制度利用支援変更通知書（様式第３号）により利用者の成年後見人等に通知するものとする。

（その他）

第１４条　この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（平成２５年５月２４日告示第１５７号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の横手市成年後見制度における市長による審判の請求手続等に関する要綱の規定は、平成２５年１月１日から適用する。

別表（第８条関係）

助成対象者	助成対象費用	助成金額
生活保護受給者又はこれに準ずる者	審判費用	全額
	成年後見人等の報酬	上限額又は実費のいずれか低い額
年収及び預貯金の合計額が１５０万円以下である者	審判費用	半額
	成年後見人等の報酬	上限額又は実費のいずれか低い額の半額

備考　成年後見人等の報酬の助成は、家庭裁判所が決める金額の範囲内とし、次の金額を上限額とする。

（１）　助成対象者が在宅の場合　１月当たり　２５，０００円

（２）　助成対象者が施設等へ入所している場合　１月当たり　１８，０００円

様式第1号(第10条関係)

横手市成年後見制度利用支援申請書

年　　月　　日

横手市長　様

申請者住所
氏名
助成対象者との続柄(　　)
電話(　　)

関係書類を添えて、横手市成年後見制度利用支援を申請します。

1　所得・収入に関する証明書　2　審判請求書類の写し
3　財産に関する書類　　4　その他戸籍謄本等

なお、必要があるときは、資産の状況等について調査を行うことに同意します。

<table>
<tr><td colspan="2">申請内容</td><td colspan="4">審判費用　・　成年後見人等の報酬</td></tr>
<tr><td rowspan="6">助成対象者</td><td colspan="5">住所</td></tr>
<tr><td colspan="2">ふりがな
氏名</td><td colspan="3">年　月　日生</td></tr>
<tr><td colspan="5">心身の状況</td></tr>
<tr><td rowspan="3">経済の状況</td><td colspan="4">生活保護受給　住民税非課税</td></tr>
<tr><td rowspan="2">収入状況</td><td></td><td>円</td></tr>
<tr><td></td><td>円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">成年後見人等</td><td colspan="5">成年後見人　保佐人　補助人</td></tr>
<tr><td colspan="5">住所</td></tr>
<tr><td colspan="5">氏名　電話</td></tr>
</table>

様式第2号(第11条関係)

横手市成年後見制度利用支援決定通知書

年　　月　　日

様

横手市長　　印

年　　月　　日付けで申請のあった横手市成年後見制度利用支援について、(可・不可)と決定しましたので通知します。

<table>
<tr><td rowspan="2">助成対象者</td><td colspan="2">住所</td></tr>
<tr><td>ふりがな
氏名</td><td>年　　月　　日生</td></tr>
<tr><td rowspan="3">成年後見人等</td><td colspan="2">成年後見人　　保佐人　　補助人</td></tr>
<tr><td colspan="2">住所</td></tr>
<tr><td colspan="2">氏名　　電話</td></tr>
<tr><td rowspan="2">支援の内容</td><td>審判費用</td><td>成年後見人等の報酬</td></tr>
<tr><td>円</td><td>円</td></tr>
<tr><td>注意</td><td colspan="2">○状況の変化があった場合は、市長に申し出てください。
○収入等の変化があった場合は、支援を変更することがあります。</td></tr>
</table>

様式第3号(第13条関係)

横手市成年後見制度利用支援変更通知書

年　　月　　日

様

横手市長　　印

横手市成年後見制度利用支援については、次のとおり変更しますので通知します。

助成対象者	住所	
	ふりがな 氏名	年　　月　　日生
成年後見人等	成年後見人　　保佐人　　補助人	
	住所	
	氏名　　電話	
変更の内容	変更前の額	変更後の額
	円	円
変更年月日	年　　月　　日	
変更の理由		

様式第１号（第１０条関係）

様式第２号（第１１条関係）

様式第３号（第１３条関係）